

特定非営利活動法人セカンドショット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人セカンドショットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市南区松原町 10-1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島駅を中心に広島県全域において、広くモノづくりに携わる個人や起業家に対し販路の提供、集客支援、企画支援等を行い、多様化する幅広い消費者ニーズに応えられる販売商品の充実したプラットフォーム作りを通して、売り手と買い手のマッチングを行うとともに、地域の旬な情報発信、配信も行っていくことで地域の若い人材の発掘及び未来ある起業家の育成を通して産業、経済の活性化及び活気のある「まちづくり」に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地産地消を軸とした広島の新しいブランドの企画、製造、販売事業
 - ② インターネットを活用した情報発信、配信事業
 - ③ 各種イベントの運営・管理事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 飲食事業
 - ③ 講座の企画・開催事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び団体で、この法人の運営に関し議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会し活動を推進する個人及び団体で、この法人の運営に関し議決権を持たない。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、2人以内を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 事業報告及び活動決算

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 会費の額

(6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条においても同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 事務局の組織及び運営

- (8) その他運営に関する重要事項
(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益
- (6) 会費

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の2分の1以上が出席し、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページに掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については官報に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 田原 健広

理 事 上原 美穂

理 事 藤本 英一郎

監 事 安倍 千晶

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年6月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費3,000円

(2) 賛助会員 年会費3,000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人備後まちづくり共議会

[illegible]

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日から7年3月31日まで)

特定非営利活動法人 備後まちづくり共議会

1 事業の成果

本年度は、恒常化してきた本会の考え方や活動内容を見直し、今後若い世代へ託せるよう地盤を固めるため、対外的なイベントや活動を控え、対内的な活動のみを積極的に行い会員内の親睦を図った。

それにより若い世代の本会への関心を高められ、理事との親睦が深まったことにより忌憚のない意見交換が出来るようになり、今後の活動内容について前向きで積極的な意見が多数挙げられた。

今後は備後地域に留まらず全国へ視野を広げ、また裾野を広げるため積極的に会員を増やす事となった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位：円)
個人や起業家を支援するインターネットを活用した販路提供事業						
インターネットを活用した情報発信、配信事業	ホームページ維持管理費用	R6年4月1日～R7年3月31日	福山市	1人		26,180円
各種イベントの運営・管理事業						

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	事業費の金額 (単位：円)

- 注1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。
- 2 2の(1)については事業毎に事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載してください。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載してください。
- 4 2の(2)については事業毎に事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載し、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度に該当する事業を行わなかった場合は記載する必要はありません。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4をお願いします。

令和6年度 活動計算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
特定非営利活動法人 備後まちづくり共議会
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	51000		
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
販路提供事業収益			
情報発信、配信事業収益			
イベント運営・管理事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計		51000	51000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
通信費	26180		
その他経費計	26180		
事業費計		26180	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			26180
当期経常増減額			24820
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			24820
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			24820
前期繰越正味財産額			-14777
次期繰越正味財産額			10043

令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在

特定非営利活動法人 備後まちづくり共議会

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10043		
未収金			
流動資産合計		10043	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具			
什器備品			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			10043
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
前受民間助成金			
流動負債合計			
2. 固定負債			
長期借入金			
役員借入金			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		-14777	
当期正味財産増減額		24820	
正味財産合計			10043
負債及び正味財産合計			10043

令和6年度 財産目録

令和7年3月31日現在

特定非営利活動法人 備後まちづくり共議会
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金			
手元現金	10043		
普通預金			
未収金			
流動資産合計		10043	
2.固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			10043
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金			
事務用品購入代			
預り金			
源泉所得税預り金			
流動負債合計		0	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			10043

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4でお願いします。

2025 年度の事業計画書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

法人名 特定非営利活動法人備後まちづくり共議会

1 事業実施の方針

本法人の事業はすべて、「地域と共に創る未来」を理念とし、住民参加・地域連携・持続可能性を重視して実施します。各事業は単発の取り組みにとどまらず、互いに連携することにより、地域全体の活性化と課題解決に寄与する総合的なプロジェクトとして展開します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
地産地消を軸 とした広島 の新しいブ ランドの企 画、製造、 販売事業	農業支援プロジェクト 広島産野菜の新ブランド焼酎 事業 試験醸造～試飲会	2025 年 8 月 広島市 50 名	農業支援 農家 500 人	100
各種イベント の運営・管 理事業	スポーツ振興・青少年育成支 援 セカンドショット主催 第 1 回 広島県少年野球大会 計画会議	2026 年 3 月 広島市 30 名	子供達 100 人	100
各種イベント の運営・管 理事業	まちづくり推進 第 1 回 広島駅前清掃活動	2025 年 10 月 広島市 50 名	広島駅利用者 全員	50

インターネット トを活用した 情報発信、配 信事業	活動の内容を発信する	2025 年 10 月 広島市 50 名	全国	50
------------------------------------	------------	------------------------------------	----	----

計.....300 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
物品販売事業	実施予定なし		
飲食事業	実施予定なし		
講座の企画 ・開催事業	実施予定なし		

計.....千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（申請年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

法人名 特定非営利活動法人備後まちづくり共議会

1 事業実施の方針

2025 年度に実施した各事業の基盤をさらに強化・拡充し、地域に根ざした継続的な社会貢献を実現することを 2026 年度の目標とします。農業支援、青少年育成、まちづくりという 3 つの柱を相互に結び付けながら、より多くの市民や団体との連携を深め、地域全体の活力向上を目指します。

各事業を地域の日常に根付かせていくことを重点に置きます。

地域住民の主体的な参加を促し、行政や教育機関、企業との連携も強化することで、持続可能な仕組みづくりを本格化させます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予 算 額 (単位：千円)
地産地消を軸 とした広島 の新しいブ ランドの企 画、製造、 販売事業	農業支援プロジェクト 広島産野菜の新ブランド焼酎 製造・販売事業 製造～試飲会～販売	2026 年 10 月 広島市 50 名	農業支援 農家さん 500 人	200
各種イベント の運営・管 理事業	青少年育成支援 セカンドショット主催 第 1 回 広島県少年野球大会 実施	2026 年 7 月 広島市 30 名	子供達 100 人	100

各種イベント の運営・管 理事業	まちづくり推進 第2回 広島駅前清掃活動	2026年10月 広島市 50名	広島駅利用者 全員	50
インターネット を活用した 情報発信、配 信事業	活動の内容を発信する		全国	50

計.....400千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
その他の事業	観光支援プロジェクト インバウンド受入飲食店向 第1回 ハラル対応講演会	2027年3月 広島市 50名	100
物品販売事業	実施予定なし		
飲食事業	実施予定なし		

計.....100千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（申請年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

2025年度 活動予算書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人備後まちづくり共議会

(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		120,000
賛助会員受取会費			0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	80,000		80,000
ボランティア受入評価益			0
3. 受取助成金等			
受取助成金			0
受取補助金			0
4. 事業収益			
新ブランドの企画, 製造, 販売事業収益			0
試飲会	100,000		100,000
5. その他収益			
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	300,000	0	300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			0
ボランティア評価費用			0
法定福利費			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費			
見本品費	100,000		100,000
通信運搬費	27,000		27,000
消耗品費	100,000		100,000
水道光熱費	36,000		36,000
広告宣伝費	37,000		37,000
支払利息			0
その他経費計	300,000		300,000
事業費計	300,000	0	300,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計			
管理費計	0	0	0

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
経常費用計	300,000	0	300,000
当期経常増減額	0	0	0
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
2. 過年度損益修正益			0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損			0
2. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			10,043
次期繰越正味財産額			10,043

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。

2026年度 活動予算書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人備後まちづくり共議会

(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	180,000		180,000
賛助会員受取会費			0
2. 受取寄附金			0
受取寄附金	120,000		120,000
ボランティア受入評価益			0
3. 受取助成金等			0
受取助成金			0
受取補助金			0
4. 事業収益			0
新ブランドの企画、製造、販売事業収益	300,000		300,000
観光支援プロジェクト事業収益		100,000	100,000
5. その他収益			0
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計	600,000	100,000	700,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			0
ボランティア評価費用			0
法定福利費			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	0	0	0
仕入費	200,000	83,000	283,000
通信運搬費	27,000		27,000
消耗品費	100,000	17,000	117,000
水道光熱費	36,000		36,000
広告宣伝費	37,000		37,000
支払利息	0	0	0
その他経費計	400,000	100,000	500,000
事業費計	400,000	100,000	500,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
福利厚生費	100,000		100,000
人件費計	100,000	0	100,000
(2) その他経費			
会議費	50,000		0
旅費交通費			0
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	50,000	0	0
管理費計	150,000	0	150,000
経常費用計	550,000	100,000	650,000
当期経常増減額	50,000	0	50,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
2. 過年度損益修正益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産売却損			0
2. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	50,000	0	50,000
前期繰越正味財産額			10,043
次期繰越正味財産額			60,043

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。